

令和6年12月

萩市議会定例会議案

議 案 目 次

議案番号	件 名	
8 8	令和6年度萩市一般会計補正予算（第6号）に関する専決処分について	1
8 9	令和6年度萩市一般会計補正予算（第7号）に関する専決処分について	7
9 0	令和6年度萩市一般会計補正予算（第8号）	15
9 1	令和6年度萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第2号）	23
9 2	令和6年度萩市国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第2号）	27
9 3	令和6年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第1号）	33
9 4	令和6年度萩市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）	37
9 5	令和6年度萩市水道事業会計補正予算（第1号）	41
9 6	令和6年度萩市下水道事業会計補正予算（第1号）	43
9 7	令和6年度萩市病院事業会計補正予算（第1号）	45
9 8	萩市無田ヶ原口高齢者生活支援ハウスおとずれの設置及び管理に関する条例	51
9 9	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	55
1 0 0	工事請負契約の締結について	59
1 0 1	損害賠償の額を定めることについて	61
1 0 2	字の区域の変更について	63

議案第 88 号

令和 6 年度萩市一般会計補正予算（第 6 号）に関する専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度萩市一般会計補正予算（第 6 号）を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 6 年 10 月 1 日

令和 6 年 度 萩 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 6 号 ）

令和 6 年度萩市の一般会計の補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8, 2 5 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1, 7 9 0, 3 0 9 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 0 月 1 日

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
17. 県支出金		2, 574, 310	28, 256	2, 602, 566
	3. 県委託金	125, 885	28, 256	154, 141
歳 入	合 計	31, 762, 053	28, 256	31, 790, 309

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2. 総務費		4, 6 7 9, 6 5 2	28, 2 5 6	4, 7 0 7, 9 0 8
	4. 選挙費	5 5, 2 2 6	28, 2 5 6	8 3, 4 8 2
歳 出 合 計		3 1, 7 6 2, 0 5 3	28, 2 5 6	3 1, 7 9 0, 3 0 9

議案第 89 号

令和 6 年度萩市一般会計補正予算（第 7 号）に関する専決処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 6 年度萩市一般会計補正予算（第 7 号）を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により、市議会の承認を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

専決処分日 令和 6 年 11 月 14 日

令和 6 年 度 萩 市 一 般 会 計 補 正 予 算 （ 第 7 号 ）

令和 6 年度萩市の一般会計の補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 8, 7 1 5 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 1, 8 1 9, 0 2 4 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 6 年 1 1 月 1 4 日

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
12. 地方交付税		11,950,091	5,315	11,955,406
	1. 地方交付税	11,950,091	5,315	11,955,406
23. 市債		2,958,200	23,400	2,981,600
	1. 市債	2,958,200	23,400	2,981,600
歳 入	合 計	31,790,309	28,715	31,819,024

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
11. 災害復旧費		194,146	28,715	222,861
	1. 農林水産施設災害復旧費	102,600	7,715	110,315
	2. 土木施設災害復旧費	91,546	21,000	112,546
歳 出	合 計	31,790,309	28,715	31,819,024

第 2 表 地 方 債 補 正

		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
		限 度	額
起 業 施	債 設 災 害 復 旧 事 業 費		6,500
農			2,100
土 木 施	災 害 復 旧 事 業 費		57,000
			38,000
合 計			2,981,600
			2,958,200

議案第 90 号

令和 6 年度萩市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 6 年度萩市の一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 3 7, 2 9 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 2, 8 5 6, 3 2 3 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の補正は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の補正は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の補正は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
11. 地方特例交付金		182,300	5,266	187,566
	1. 地方特例交付金	182,000	5,266	187,266
12. 地方交付税		11,955,406	327,529	12,282,935
	1. 地方交付税	11,955,406	327,529	12,282,935
14. 分担金及び負担金		401,425	2,791	404,216
	1. 分担金	5,171	1,750	6,921
16. 国庫支出金		396,254	1,041	397,295
	2. 負担金			
17. 県支出金		3,330,086	81,671	3,411,757
	1. 国庫負担金	2,205,607	81,671	2,287,278
20. 繰入金		2,602,566	49,809	2,652,375
	1. 県負担金	1,093,622	40,835	1,134,457
21. 繰越金		1,354,803	8,974	1,363,777
	2. 繰越金	2,350,683	41,457	2,392,140
22. 諸収入		2,350,683	41,457	2,392,140
	1. 繰越金	1	520,083	520,084
23. 市債		1	520,083	520,084
	4. 雑入	892,775	2,193	894,968
歳 入 合 計		478,192	2,193	480,385
	1. 市債	2,981,600	6,500	2,988,100
歳 入 合 計		2,981,600	6,500	2,988,100
		31,819,024	1,037,299	32,856,323

歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2. 総務費		4, 707, 908	260, 043	4, 967, 951
	1. 総務管理費	4, 162, 753	260, 043	4, 422, 796
3. 民生費		9, 528, 583	282, 414	9, 810, 997
	1. 社会福祉費	1, 289, 613	648	1, 290, 261
	2. 障害者福祉費	2, 055, 211	178, 985	2, 234, 196
	4. 児童福祉費	2, 577, 636	42, 263	2, 619, 899
	5. 生活保護費	745, 209	60, 518	805, 727
4. 衛生費		3, 201, 046	368, 600	3, 569, 646
	1. 保健衛生費	2, 382, 983	368, 600	2, 751, 583
6. 農林水産業費		2, 143, 337	7, 887	2, 151, 224
	1. 農業費	1, 229, 591	7, 887	1, 237, 478
7. 商工費		2, 136, 384	4, 000	2, 140, 384
	1. 商工費	1, 597, 339	4, 000	1, 601, 339
10. 教育費		2, 643, 305	107, 355	2, 750, 660
	1. 教育総務費	229, 680	70, 096	299, 776
	2. 小学校費	682, 333	1, 780	684, 113
	3. 中学校費	533, 588	34, 903	568, 491
	4. 社会教育費	1, 017, 557	576	1, 018, 133
11. 災害復旧費		222, 861	7, 000	229, 861
	1. 農林水産施設災害復旧費	110, 315	7, 000	117, 315
歳 出 合 計		31, 819, 024	1, 037, 299	32, 856, 323

第 2 表 繰越明許費補正

款		項		事業		名		上段 補正後 下段 補正前		(単位：千円)	
	費	3. 中 学 校 費		中 学 校 教 科 書 改 訂 事 業						金 額	
10. 教 育	費									33,694	—
11. 災 害 復 旧 費	費	1. 農林水産施設災害復旧費		農 業 施 設 災 害 復 旧 事 業						7,000	—
		合 計								1,009,083	968,389

第 3 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度	上段 補正後 下段 補正前	
			額	千円
電 算 室 機 械 警 備 業 務 委 託 事 業	令和7年度 —	218 —		
本 庁 舎 清 掃 業 務 委 託 事 業	令和7年度 —	4,243 —		
自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 管 理 業 務 委 託 事 業	令和7年度から 令和9年度まで —	3,963 —		
下 田 市 姉 妹 都 市 提 携 5 0 周 年 記 念 交 流 事 業	令和7年度 —	2,806 —		
お 試 し 暮 ら し 住 宅 (梅 屋 七 兵 衛 旧 宅) 機 械 警 備 業 務 委 託 事 業	令和7年度 —	126 —		
渡 辺 蒿 蔵 旧 宅 機 械 警 備 業 務 委 託 事 業	令和7年度 —	381 —		
公 立 保 育 園 機 械 警 備 業 務 委 託 事 業	令和7年度 —	855 —		
萩 市 保 健 セ ン タ ー 機 械 警 備 業 務 委 託 事 業	令和7年度 —	492 —		
地 域 巡 回 バ ス 運 行 業 務 委 託 事 業	令和7年度 令和7年度	22,133 12,836		

陶芸の村公園管理棟機械警備業務委託事業	令和7年度 —	264 —
中学校スクールバス運行業務委託事業	令和7年度 —	20,549 —
文化財施設機械警備業務委託事業	令和7年度 —	1,170 —
旭マルチメディアセンタ一機械警備業務委託事業	令和7年度 —	214 —
合 計		686,892 642,314

第 4 表 地 方 債 補 正

起 債 地 区 水 管 橋 復 旧 事 業 費		上段 補正後 下段 補正前 (単位：千円)	
起 債 地 区	水 管 橋 復 旧 事 業 費	限 度	額
角 力 場			3,700
農 業 施 設	災 害 復 旧 事 業 費		8,200
臨 時 財 政 対 策 費			6,500
			40,500
			39,400
	合 計		2,988,100
			2,981,600

議案第 91 号

令和 6 年度 萩市国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度萩市の国民健康保険事業（事業勘定）特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6, 6 8 2, 3 4 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補正前の予算額	補正予算額	計
5. 繰入金		695,146	9	695,155
	2. 基金繰入金	152,042	9	152,051
6. 繰越金		1	91	92
	1. 繰越金	1	91	92
歳 入	合 計	6,682,247	100	6,682,347

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
6. 諸支出金		1 2 6, 4 1 6	1 0 0	1 2 6, 5 1 6
	1. 償還金及び還付加算金	3 4, 2 5 0	1 0 0	3 4, 3 5 0
歳 出 合 計		6, 6 8 2, 2 4 7	1 0 0	6, 6 8 2, 3 4 7

議案第 92 号

令和 6 年度 萩市 国民健康保険事業（直診勘定）特別会計 補正予算（第 2 号）

令和 6 年度萩市の国民健康保険事業（直診勘定）特別会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20,610 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 722,988 千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
1. 診療収入		339,774	27,184	366,958
	2. その他の診療収入	30,690	27,184	57,874
5. 繰入金		310,257	△6,574	303,683
	1. 一般会計繰入金	218,091	△6,574	211,517
歳 入	合 計	702,378	20,610	722,988

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2. 医業費		223,771	20,610	244,381
	1. 医業費	223,771	20,610	244,381
歳 出 合 計		702,378	20,610	722,988

第2表 債務負担行為

事 項				限 度	額
自 家 用 電 気 工 作 物 保 安 管 理 業 務 委 託 事 業	期 間			度	千円
	令和7年度から 令和9年度まで			1,699	

議案第 93 号

令和 6 年度萩市休日急患診療事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度萩市の休日急患診療事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の補正は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度	額	
			上段 補正後 下段 補正前	千円
自家用電気工作物保安管理業務委託事業	令和7年度から 令和9年度まで —	923 —		
合 計		29,502 28,579		

議案第94号

令和6年度萩市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度萩市の後期高齢者医療事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,958千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,175,258千円とする。

2 歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月3日提出

萩市長 田 中 文 夫

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

(単位：千円)

歳 入

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
4. 繰越金		1	15,958	15,959
	1. 繰越金	1	15,958	15,959
歳 入 合 計		1,159,300	15,958	1,175,258

歳 出 (単位：千円)

款	項	補 正 前 の 予 算 額	補 正 予 算 額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		1, 1 3 9, 0 4 0	1 5, 9 5 8	1, 1 5 4, 9 9 8
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	1, 1 3 9, 0 4 0	1 5, 9 5 8	1, 1 5 4, 9 9 8
歳 出 合 計		1, 1 5 9, 3 0 0	1 5, 9 5 8	1, 1 7 5, 2 5 8

議案第 95 号

令和 6 年度萩市水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度萩市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の追加）

第 2 条 令和 6 年度萩市水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	3, 6 0 0 千円

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

債務負担行為に関する調書

上段 補正後
下段 補正前

事 項	限度額	当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳
		期 間	金 額	その他
自家用電気工作物保安管理業務 (6 年度)	千円 3,600 —	7 ～ 9 年度 —	千円 3,600 —	千円 3,600 —
以 上 合 計	1,002,186 998,586		1,000,282 996,682	9,816 6,216

議案第 96 号

令和 6 年度萩市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度萩市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の追加）

第 2 条 令和 6 年度萩市下水道事業会計予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
自家用電気工作物保安管理業務	令和 7 年度から 令和 9 年度まで	15,000 千円

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

債務負担行為に関する調書

上段 補正後
下段 補正前

事 項	限度額	当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳
		期 間	金 額	その他
自家用電気工作物保安管 理業務 (6年度)	千円 15,000 —	7～9年度 —	千円 15,000 —	千円 15,000 —
以 上 計	759,750 744,750		750,620 735,620	36,055 21,055
以 上 合 計	764,350 749,350		755,184 740,184	40,619 25,619

議案第 97 号

令和 6 年度萩市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 6 年度萩市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 6 年度萩市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入の予定額を、次のとおり補正する。

収 入

（単位：千円）

科 目	既 決 額	補 正 額	計
第1款 病院事業収益	3, 089, 063	250, 000	3, 339, 063
第2項 医業外収益	567, 988	250, 000	817, 988

（他会計からの補助金）

第 3 条 予算第 10 条に定めた財源補填のため一般会計及び特別会計からこの会計へ補助を受ける金額を、844, 145 千円に改める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

令和6年度萩市病院事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

（単位：千円）

款 項	目	節	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
(款)						
1. 病院事業収益			3,089,063	250,000	3,339,063	
(項)						
2. 医業外収益			567,988	250,000	817,988	
	2. 他会計補助金		73,908	250,000	323,908	
		その他他会計補助金		250,000	250,000	

令和6年度萩市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

千円

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益（△は純損失）	△ 2,178
減価償却費	197,503
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△ 212
長期前受金戻入額	△ 3,637
受取利息及び受取配当金	△ 6
支払利息	28,856
未収金の増減額（△は増加）	2,998
未払金の増減額（△は減少）	△ 48,074
たな卸資産の増減額（△は増加）	3,500
固定資産除却費	8,242
長期前払消費税の増減額（△は増加）	△ 2,277
退職給付引当金の増減額（△は減少）	55,203
賞与引当金の増減額（△は減少）	791
法定福利費引当金の増減額（△は減少）	834
小計	241,543
利息及び配当金の受取額	6
利息の支払額	△ 28,856
業務活動によるキャッシュ・フロー	212,693

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 137,353
未払金の増減額（△は減少）	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 137,353

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良等の財源に充てるための企業債による収入	147,000
建設改良等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 360,428
リース債務の返済による支出	△ 18,013
他会計からの出資による収入	211,783
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 19,658

資金増加額（又は減少額）	55,682
資金期首残高	254,735
資金期末残高	310,417

令和6年度萩市病院事業予定損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

	千円	千円	千円
1 医業収益			
(1) 入院収益	1,651,048		
(2) 外来収益	658,585		
(3) その他医業収益	203,469	2,513,102	
2 医業費用			
(1) 給与費	1,662,272		
(2) 材料費	502,576		
(3) 経費	762,673		
(4) 減価償却費	197,503		
(5) 長期前払消費税額償却	10,754		
(6) 資産減耗費	11,742		
(7) 研究研修費	12,369	3,159,889	
医業損失			646,787
3 医業外収益			
(1) 受取利息配当金	6		
(2) 他会計補助金	323,908		
(3) 補助金	13,827		
(4) 他会計負担金	426,395		
(5) 長期前受金戻入	3,637		
(6) その他医業外収益	45,650	813,423	
4 医業外費用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱い諸費	28,856		
(2) 雑損失	121,460	150,316	663,107
経常利益			16,320
5 特別損失			
(1) その他特別損失	18,498	18,498	18,498
当年度純損失			2,178
前年度繰越欠損金			1,356,664
当年度未処理欠損金			1,358,842

令和6年度萩市病院事業予定貸借対照表

(令和7年3月31日)

資 産 の 部

	千円	千円	千円	千円
1 固定資産				
(1) 有形固定資産				
イ 土地		816,182		
ロ 建物	3,737,150			
減価償却累計額	△ 2,550,335	1,186,815		
ハ 構築物	223,466			
減価償却累計額	△ 198,626	24,840		
ニ 車両及び運搬具	3,657			
減価償却累計額	△ 3,475	182		
ホ 器械備品	1,945,744			
減価償却累計額	△ 1,356,181	589,563		
ヘ リース資産購入費	91,376			
減価償却累計額	△ 10,146	81,230		
有形固定資産合計			2,698,812	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		734		
無形固定資産合計			734	
(3) 投資その他の資産				
イ 長期前払消費税		133,763		
投資その他の資産合計			133,763	
固定資産合計				2,833,309
2 流動資産				
(1) 現金預金			310,417	
(2) 未収金		483,068		
貸倒引当金		△ 3,782	479,286	
(3) 貯蔵品			29,044	
流動資産合計				818,747
資産合計				3,652,056

負 債 の 部

3 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		1,609,161		
企業債合計			1,609,161	
(2) リース債務			37,273	

	千円	千円	千円	千円
(3) 引 当 金				
イ 退職給付引当金	647,735			
引 当 金 合 計		647,735		
固 定 負 債 合 計			2,294,169	
4 流動負債				
(1) 企 業 債				
イ 建設改良費等の財源に充て てゐるための企業債	405,873			
企 業 債 合 計		405,873		
(2) リ ー ス 債 務		18,650		
(3) 未 払 金		187,481		
(4) 預 り 金		1,089		
(5) 引 当 金				
イ 賞与引当金	69,442			
ロ 法定福利費引当金	15,497			
引 当 金 合 計		84,939		
流 動 負 債 合 計			698,032	
5 繰延収益				
(1) 長 期 前 受 金		254,843		
(2) 収 益 化 累 計 額		△ 178,952		
繰 延 収 益 合 計			75,891	
負 債 合 計			3,068,092	
資 本 の 部				
6 資本金			1,728,895	
7 剰余金				
(1) 資 本 剰 余 金				
イ 受贈財産評価額	7,667			
ロ 負 担 金	165,238			
ハ 県 補 助 金	41,006			
資 本 剰 余 金 合 計		213,911		
(2) 利 益 剰 余 金				
イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	1,358,842			
利 益 剰 余 金 合 計		△ 1,358,842		
剰 余 金 合 計			△ 1,144,931	
資 本 合 計			583,964	
負 債 資 本 合 計			3,652,056	

議案第 98 号

萩市無田ケ原口高齢者生活支援ハウスおとずれの設置及び管理に関する条例

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

萩市無田ケ原口高齢者生活支援ハウスおとずれの設置及び管理に関する 条例

萩市無田ケ原口・福祉複合施設おとずれの設置及び管理に関する条例（平成 19 年萩市条例第 38 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 地域の高齢者に対し、居住施設の提供その他必要な事業を行うことにより、高齢者が安心して健康で明るい生活を送れるよう支援し、もって地域の高齢者福祉の増進を図るため、萩市無田ケ原口高齢者生活支援ハウスおとずれ（以下「生活支援ハウス」という。）を設置する。

（位置）

第 2 条 生活支援ハウスの位置は、萩市大字椿東 3 1 4 3 番地 1 とする。

（事業）

第 3 条 生活支援ハウスは、次に掲げる事業を行う。

（1）居住施設の提供等に関する事業

ア 高齢等のため居宅において生活することに不安のある者に対する住居の提供

イ アの規定により住居の提供を受けた者（以下この号において「利用者」という。）の生活、健康等に関する相談及び助言

ウ 利用者に対する在宅福祉サービスの利用手続の援助

エ 利用者と地域住民との交流を図るための各種事業及び交流のための場の提供

（2）その他市長が必要と認める事業

（指定管理者による管理）

第 4 条 生活支援ハウスの管理は、法人その他の団体であつて市長が指定するも

の（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（休館日及び利用時間）

第5条 生活支援ハウスの休館日及び利用時間は、施設の利用形態、利用者の便宜等を勘案して、市長の承認を得て指定管理者が定める。

（利用の許可）

第6条 生活支援ハウスを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

（利用料金）

第7条 第3条に掲げる事業を利用する者は、別表に定める利用料金を支払わなければならない。

2 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、公益上その他必要があると認めるときは、市長の承認を得て利用料金を減額し、又は免除することができる。

（指定管理者が行う業務）

第9条 指定管理者は、当該指定を受けた生活支援ハウスにおいて、次に掲げる業務を行うものとする。

（1）第3条に掲げる事業に関する業務

（2）生活支援ハウスの施設及びその附属施設の維持管理に関する業務

（3）その他市長が必要と認める業務

（その他）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正

前の萩市無田ヶ原口・福祉複合施設おとずれの設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 3 施行日前に、旧条例の規定により課した、又は課すべきであった利用料金の取扱いについては、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

生活支援ハウス利用料金

対象収入による階層区分		利用者負担額（月額）
A	1, 200, 000円以下	0円
B	1, 200, 001円～1, 300, 000円	4, 000円
C	1, 300, 001円～1, 400, 000円	7, 000円
D	1, 400, 001円～1, 500, 000円	10, 000円
E	1, 500, 001円～1, 600, 000円	13, 000円
F	1, 600, 001円～1, 700, 000円	16, 000円
G	1, 700, 001円～1, 800, 000円	19, 000円
H	1, 800, 001円～1, 900, 000円	22, 000円
I	1, 900, 001円～2, 000, 000円	25, 000円
J	2, 000, 001円～2, 100, 000円	30, 000円
K	2, 100, 001円～2, 200, 000円	35, 000円
L	2, 200, 001円～2, 300, 000円	40, 000円
M	2, 300, 001円～2, 400, 000円	45, 000円
N	2, 400, 001円以上	50, 000円

議案第 99 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

令和 6 年 1 2 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(萩市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 1 条 萩市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年萩市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 項及び第 7 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(萩市職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第 2 条 萩市職員の分限の手續及び効果に関する条例（平成 17 年萩市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(萩市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 3 条 萩市職員退職手当支給条例（平成 17 年萩市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 1 号及び第 5 項第 2 号、第 24 条の見出し及び同条第 1 項第 1 号、第 25 条第 1 項第 1 号並びに第 27 条第 4 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(萩市水道水源保護条例の一部改正)

第 4 条 萩市水道水源保護条例（平成 20 年萩市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 24 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 25 条第 1 項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第 2 項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第 26 条及び第 27 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(萩市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例の一部改正)

第 5 条 萩市消防団員の定員、任免、給与及び服務等に関する条例（平成 17 年

萩市条例第 2 5 1 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(萩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 6 条 萩市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 (平成 1 7 年萩市条例第 2 5 3 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(行進及び集団示威運動に関する条例の一部改正)

第 7 条 行進及び集団示威運動に関する条例 (昭和 2 4 年萩市条例第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第 8 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律 (令和 4 年法律第 6 7 号。以下「刑法等一部改正法」という。)第 2 条の規定による改正前の刑法 (明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下この項において「旧刑法」という。)第 1 2 条に規定する懲役 (以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)

又は旧刑法第 1 3 条に規定する禁錮 (以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)

が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑とする。

(人の資格に関する経過措置)

第 9 条 拘禁刑に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者とみなす。

2 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律 (令和 4 年法律第 6 8 号)並びにこの条例の施行前に犯し

た禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪についてされた起訴は、
拘禁刑が定められている罪についてされた起訴とみなす。

附 則

この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

議案第 100 号

工事請負契約の締結について

次のとおり請負契約を締結することについて、萩市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年萩市条例第 24 号）第 2 条の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 分庁舎整備建築工事 |
| 2 工事場所 | 萩市大字江向 5 1 0 番地 |
| 3 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 4 契約金額 | 金 5 5 7, 7 0 0, 0 0 0 円 |
| 5 契約の相手方 | 分庁舎整備建築工事
協和建設工業・指月建設共同企業体
代表者 山口県萩市大字椿 2 3 7 0 番地
協和建設工業株式会社
代表取締役 田村 伊正 |

議案第 101 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

- 1 損害賠償の額 金 1,703,200 円
- 2 損害賠償の相手方 福岡県福岡市東区雁の巣一丁目 7 番 25 号

社会福祉法人 創生会

理事長 伊東 慎太郎

議案第 102 号

字の区域の変更について

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、市議会の議決を求める。

令和 6 年 12 月 3 日提出

萩市長 田 中 文 夫

【瀬尻換地区】

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
上田万	茶ノ木添	上田万	正寿寺	1 5 番 1	田
〃	〃	〃	〃	1 6 番 1	畑
〃	はかの本	〃	茶ノ木添	6 4 番 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	6 6 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 7 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 9 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	7 0 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	7 1 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	7 2 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	7 3 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	7 4 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	7 8 番の一部	〃
〃	〃	〃	洗川	5 9 6 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	5 9 6 番 2 の一部	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	5 9 7 番 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	5 9 8 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	5 9 9 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	5 9 9 番 2 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 0 0 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 0 1 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	6 0 2 番の一部	〃

〃	〃	〃	〃	6 0 3 番の一部	〃
〃	洗川	〃	菅田	6 1 8 番	〃
〃	〃	〃	〃	6 2 6 番	〃
〃	〃	〃	〃	6 2 7 番	〃
〃	〃	〃	〃	6 2 8 番	〃
〃	はかの本	〃	大智庵	6 5 5 番 1	雑種地
〃	〃	〃	〃	6 5 7 番 3	畑
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					

【須佐地・平原換地区】

処 分 後		処 分 前			
大字名	字 名	大字名	字 名	地 番	地 目
下田万	中須佐地	下田万	下須佐地	2 4 4 番 2 の一部	田
〃	〃	〃	〃	2 4 5 番の一部	〃
〃	下須佐地	〃	中尾崎	2 4 7 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 4 8 番 2	〃
〃	〃	〃	仙足	2 5 1 番 1	〃
〃	西サヤメン	〃	下須佐地	2 6 2 番 1 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 6 3 番の一部	〃
〃	〃	〃	〃	2 6 4 番 5 の一部	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	2 6 4 番 6 の一部	田
〃	下須佐地	〃	仙足	2 6 5 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	2 6 5 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	2 6 8 番 1	田
〃	福田	〃	西サヤメン	3 7 2 番 2	〃
〃	西水入	〃	〃	3 7 4 番 2 の一部	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	3 7 4 番 3 の一部	〃
〃	〃	〃	〃	3 7 7 番 1	田
〃	〃	〃	〃	3 7 7 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	3 7 7 番 3	〃
〃	〃	〃	〃	3 7 7 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	3 7 7 番 5	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	3 7 7 番 6	〃
〃	〃	〃	〃	3 7 7 番 7	〃
〃	〃	〃	〃	3 7 7 番 8	〃
〃	下須佐地	〃	中尾崎	3 7 9 番 1	田
〃	〃	〃	〃	3 8 4 番 5	畑

〃	〃	〃	〃	3 8 5 番 2	〃
〃	西サヤメン	〃	〃	3 9 2 番 2	雑種地
〃	〃	〃	山崎	4 0 1 番 1	田
〃	福田	〃	〃	4 0 1 番 2	〃
〃	西サヤメン	〃	〃	4 0 2 番 1	〃
〃	福田	〃	〃	4 0 2 番 2	〃
〃	西サヤメン	〃	〃	4 0 4 番 1	〃
〃	福田	〃	〃	4 0 4 番 2	〃
〃	西サヤメン	〃	〃	4 0 5 番	〃
〃	〃	〃	〃	4 0 6 番 1	〃
〃	福田	〃	〃	4 1 1 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	4 1 1 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	4 1 1 番 3	〃
〃	西サヤメン	〃	〃	4 1 1 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	4 1 1 番 5	〃
〃	福田	〃	〃	4 1 2 番 1	〃
〃	田上	〃	〃	4 1 2 番 2 の一部	〃
〃	福田	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	4 1 2 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	4 1 2 番 8	〃
〃	〃	〃	田上	4 1 5 番 2 の一部	〃
〃	〃	〃	飛長	4 4 0 番 4	用悪水路
〃	〃	〃	下宮ヶ峠	5 8 8 番 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	5 8 8 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	5 9 0 番 1	〃
〃	東水入	〃	〃	5 9 2 番	田
〃	〃	〃	東サヤメン	5 9 3 番	〃
〃	福田	〃	東水入	5 9 4 番の一部	〃
〃	〃	〃	東サヤメン	5 9 5 番 1 の一部	〃
〃	東水入	〃	〃	〃	〃
〃	福田	〃	〃	5 9 5 番 2 の一部	公衆用道路
〃	東水入	〃	〃	〃	田
〃	福田	〃	〃	5 9 6 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	5 9 6 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	5 9 6 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	5 9 6 番 5	〃
〃	〃	〃	西サヤメン	5 9 9 番 3 の一部	田
〃	東水入	〃	〃	〃	〃

〃	西水入	〃	〃	5 9 9 番 6 の一部	公衆用道路
〃	福田	〃	〃	5 9 9 番 7 の一部	〃
〃	東水入	〃	〃	〃	〃
〃	西水入	〃	〃	6 0 3 番 1	田
〃	〃	〃	〃	6 0 3 番 3	公衆用道路
〃	東水入	〃	〃	6 0 9 番 1	田
〃	〃	〃	〃	6 0 9 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	6 0 9 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	6 1 2 番 1	田
〃	西水入	〃	〃	6 1 2 番 2	〃
〃	東水入	〃	東サヤメン	6 1 4 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	6 1 4 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	西水入	6 2 3 番 1	雑種地
〃	〃	〃	〃	6 4 5 番 4	〃
〃	西サヤメン	〃	〃	6 5 1 番 3 の一部	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	6 5 1 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	6 5 2 番 1 の一部	田
〃	〃	〃	〃	6 5 2 番 2 の一部	公衆用道路
〃	西水入	〃	下平原	7 8 0 番 1	田
〃	〃	〃	〃	7 8 0 番 2	用悪水路
〃	〃	〃	〃	7 8 0 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	下水入	7 8 8 番	田
〃	〃	〃	〃	7 8 9 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	7 8 9 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	7 8 9 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	7 8 9 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	7 8 9 番 5	〃
〃	〃	〃	〃	7 8 9 番 6	〃
〃	〃	〃	〃	7 8 9 番 7	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 0 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 2 番 1	田
〃	〃	〃	〃	7 9 2 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 2 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	7 9 2 番 4	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 3 番 1	田
〃	〃	〃	〃	7 9 3 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 3 番 3	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	7 9 3 番 4	〃

〃	〃	〃	〃	7 9 8 番 1	田
〃	〃	〃	〃	7 9 8 番 2	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 8 番 6	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	7 9 8 番 7	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 8 番 8	〃
〃	〃	〃	〃	7 9 8 番 9	用悪水路
〃	〃	〃	〃	7 9 8 番 1 0	〃
〃	〃	〃	〃	8 0 0 番 1	田
〃	〃	〃	〃	8 0 0 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	8 0 2 番 1	田
〃	〃	〃	〃	8 0 2 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	〃	8 0 5 番 1	田
〃	〃	〃	〃	8 0 5 番 2	公衆用道路
〃	〃	〃	かふす	8 5 3 番 9	田
〃	〃	〃	〃	8 5 4 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	8 5 4 番 6	宅地
〃	〃	〃	〃	8 5 5 番 1	田
〃	〃	〃	下水入	8 5 6 番 1	〃
〃	〃	〃	〃	8 5 6 番 6	公衆用道路
処分前の土地に接する市有地である道路及び水路を併せて変更する。					